

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う 農地転用の取扱いについて

平成 16 年 6 月 2 日 事務連絡
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長から
各総合通信局情報通信部電気通信事業課長、
沖縄総合通信事務所情報通信課長あて

標記の件については、従前より第一種電気通信事業の許可の際に周知徹底を図ってきたところですが、平成 16 年 4 月 1 日をもって電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部が改正され、第一種電気通信事業、第二種電気通信事業の事業区分が廃止されるとともに、新たに公益事業特権の付与に係る認定制度が創設されるといった制度の見直しがなされたことから、今後、電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定に基づき新たに認定をした場合には、別添「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」を当該認定を受けた者に対し交付の上、周知徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別添

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

標記の件について、平成16年4月1日をもって農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正され、同日付けで施行された。これにより、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととなった。

この改正は、認定電気通信事業者と農林水産大臣又は都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うよう当局が認定電気通信事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に中継施設に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

- 1 認定電気通信事業者は、中継施設の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は4ヘクタールを超える農地を当該事業計画地を含む場合には都道府県農地担当部局長及び所管地方農政局長（北海道にあっては、農林水産省農村振興局長。沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）に説明を行い、中継施設の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 農地法施行規則第5条第22号及び第7条第16号において使用する用語は、次のとおりであること。
 - （1）「有線電気通信のための線路」とは、「送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器（これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。）」であって、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいう。
 - （2）「空中線系（その支持物を含む。）」とは、「電波を放射し、又は吸収するため空中に張った導線及びこれに係る機器（その支持物を含む。）」であって、具体的には無線鉄塔等の工作物をいう。
 - （3）「中継施設」とは、「中継装置、送受信装置その他の装置により電気信号の増幅、切替えを行う施設」であって、具体的には電話中継所、無線中継所等の施設をいう。
- 4 したがって、交換施設、事務用社屋、訓練施設、研究施設、社員住宅、厚生施設等は、3の（1）から（3）までの許可除外対象施設には含まれないので、これらの施設を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事の許可（4ヘクタールを超える農地が含まれる場合には農林水産大臣の許可）を受けなければならないこと。

(別紙)

事業計画書

年 月 日
認定電気通信事業者名

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要
 - (1) 所在（線路にあっては経過する市町村名を記載）
 - (2) 面積（概数）

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール

- 5 計画に関する農業関係公共事業（事業ごとに記載）
 - (1) 事業主体
 - (2) 施行面積
 - (3) 事業の種類
 - (4) 施行の時期
 - (5) 計画地に関する面積
 - (6) 計画地に関する施設の種類、数量
 - (7) その他（開拓事業の場合にあっては、建設事業の有無、種類並びに買収、売渡し及び成功検査年月日）
- 6 調整措置
 - (1) 農業施設との調整措置
 - (2) 受益面積減による調整措置
 - (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
 - (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置
- 7 添付図
 - (1) 事業概要図
 - (2) 農業関係公共事業区域図（計画地との関係を明示）

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う 農地転用の取扱いについて

平成 17 年 8 月 1 日 事務連絡

農村振興局農村政策課利用計画係から

地方農政局等農地転用担当者、都道府県農地転用担当者あて

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用については、事前に認定電気通信事業者が、別添通達等（※）による指導に基づき、都道府県又は 4 ヘクタールを超える農地転用の場合は都道府県及び地方農政局等に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとしております。都道府県又は地方農政局等の農地転用担当者においては、認定電気通信事業者から当該事業計画の説明を受けたときは、農業委員会、土地改良事業施行者等と密接な連絡をとり、当該認定電気通信事業者に対して適宜、適切な指示を与え、十分調整を行うよう対応方よろしくお願いします。

なお、中継施設以外の施設については、必ずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではありませんが、農業上の土地利用につき不都合が生じることがないように併せて関係者を指導するよう対応方よろしくお願いします。

※ 「電気通信事業の登録等に係る電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の運用方針について」（平成 16 年 6 月 2 日付け総基事第 78 号総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長データ通信課長通達）第 4 の 2 の(2)及び「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成 16 年 6 月 2 日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡）